



和牛遺伝資源2法の遵守を徹底しましょう！

令和2年10月の「家畜改良増殖法」改正及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(家畜遺伝資源法)」制定を受け、国では法令遵守の徹底を図るため、**全ての家畜人工授精所に対する立入検査**を実施しているところです。

この立入検査において、以下の項目で不遵守事例が散見されたため改めて法令を遵守するよう通知がありました。また、立入検査を未実施の家畜人工授精所においては、今後立入の連絡があった際にはご協力をお願いします。

不遵守事例がみられた項目

①精液等と精液証明書等の一体的な取り扱い

対応するストローとラベルどちらか一方しかない場合は使用が禁止されています。また、ラベルの裏書についても譲受等の記載をしましょう。

②授精簿の適正な記載、保存及び関係書類の添付

人工授精や受精卵移植を行った際には遅滞なく必要事項を記載しましょう(**使用した精液のラベル番号も記載が必要**)。

③授精証明書の適切な交付に係る対応

授精証明書等を交付する際には、使用した全てのストローのラベル(**受胎・不受胎に関係なく**)を添付しましょう。また、**交付した授精証明書等は5年間写しを保管**しましょう。

④容器への表示や譲渡等記録簿の記載・保存

精液や受精卵を生産した際にはストローへ必要事項を表示しましょう。また、精液や受精卵を譲渡・譲受した際には必要事項を譲渡等記録簿へ記載しましょう(**他人の牛へ人工授精や受精卵移植した際にも記載**)。

⑤運営状況の報告に係る対応

年一回、県へ精液等の保存・利用数量等を報告しましょう。

⑥使用者の範囲や目的の制限の明示

精液や受精卵の生産者は知的財産保護のため契約等により使用の範囲を明示しましょう。

ご不明な点は、青森家畜保健衛生所まで

TEL: 017-764-1744

FAX: 017-728-0335